

指定棚田地域振興活動計画

作成主体の名称：本山町棚田地域振興協議会

1 指定棚田地域振興活動を通じて保全を図る棚田等に関する事項(棚田等の名称及び範囲)

(1) 旧本山町地域

・大石の棚田(26.5ha)

(うち政令に定める棚田地域の要件に該当する 1/20 以上の一区画の棚田は 26.5ha)

・吉延の棚田(30.9ha)

(うち政令に定める棚田地域の要件に該当する 1/20 以上の一区画の棚田は 30.9ha)

・高角の棚田(7.4ha)

(うち政令に定める棚田地域の要件に該当する 1/20 以上の一区画の棚田は 7.4ha)

・古田・木能津の棚田(44.2ha)

(うち政令に定める棚田地域の要件に該当する 1/20 以上の一区画の棚田は 42.8ha)

・上関・下関の棚田(16.3ha)

(うち政令に定める棚田地域の要件に該当する 1/20 以上の一区画の棚田は 6.7ha)

・北山の棚田(6.0ha)

(うち政令に定める棚田地域の要件に該当する 1/20 以上の一区画の棚田は 1.8ha)

(2) 旧吉野村地域

・汗見川の棚田(10.9ha)

(うち政令に定める棚田地域の要件に該当する 1/20 以上の一区画の棚田は 1.5ha)

2 指定棚田地域振興活動の目標

(1) 棚田等の保全

①耕作放棄の防止

・令和 11 年度まで耕作放棄地を発生させず、現状を維持する。

②担い手の確保

・令和 11 年度までに棚田の保全の担い手となる新規就農者や認定農業者を確保する。(新規就農者 3 名・認定農業者 3 名)

③生産性・付加価値の向上

・令和 11 年度までにドローンでの共同防除及び共同施肥を行う。

・令和 11 年度までに水田センサーを導入し、労力軽減及び生産性の向上を図る。

(2) 棚田等の保全を通じた多面にわたる機能の維持・発揮

①農産物の供給の促進

・令和 11 年度までに本町のブランド米「土佐天空の郷」の生産面積を維持する。

②自然環境の保全・活用

・鳥獣被害対策を実施し、令和 11 年度までに鳥獣による農作物の被害面積と被害額を 18.5ha/366 万円から 15ha/300 万円に減少させる。

③集落機能の強化

・コミュニティサロンを軸とした地域の交流活動を維持する。

（3）棚田を核とした棚田地域の振興

- ①棚田における都市農村交流を通じた関係人口の創出・拡大による地域振興
 - ・棚田オーナー制度を取り入れ、年間1組の棚田オーナーを受け入れる。
- ②棚田を観光資源とした地域振興
 - ・棚田アートや棚田散策により観光客の誘致を図るとともに、直売所を開設し、令和11年度までに年間20万円の売り上げを達成する。

3 計画期間

認定の月から～令和12年3月

4 各年度において行う指定棚田地域振興活動の内容及び実施主体に関する事項

I 指定棚田地域振興活動の内容

以下の指定棚田地域振興活動計画について、別添2の工程表に基づき実施することとする。

（1）棚田等の保全

- ①耕作放棄の防止
 - ・中山間地域等直接支払制度や多面的機能支払制度等を活用しながら、棚田の耕作放棄発生を防止する。
- ②担い手の確保
 - ・関係機関や移住施策等と連携を図り、地域内外から担い手確保に取組む。
- ③生産性・付加価値の向上
 - ・ドローンや水田センサー等の活用によるスマート農業の取組みを推進する。

（2）棚田等の保全を通じた多面にわたる機能の維持・発揮

①農産物の供給の促進

- ・本町のブランド米「土佐天空の郷」の加工品販売やネット販売の強化、店頭精米等の販売促進により生産面積の拡大につなげる。

②自然環境の保全・活用

- ・鳥獣の侵入防止柵の設置や有害捕獲の実施など鳥獣被害防止対策を実施する。
- ・狩猟免許取得の補助事業を活用し、新たな有害捕獲従事者の確保に取組む。

③集落機能の強化

- ・コミュニティサロンの開設し、地域住民のコミュニティ活動を促進する。

（3）棚田を核とした棚田地域の振興

- ①棚田における都市農村交流を通じた関係人口の創出・拡大による地域振興
 - ・棚田オーナー制度による体験交流など交流人口の拡大を図る。

②棚田を観光資源とした地域振興

- ・棚田アートや棚田散策ツアー等を実施し、観光客を誘致する。
- ・観光イベント等と連携し、棚田の農産物を販売する。

II 指定棚田地域振興活動の実施主体

上記Iに掲げる指定棚田地域振興活動の実施主体は、主に下記5の本山町棚田地域振興協議会の参加者である。

5 指定棚田地域振興協議会に参加する者の名称又は氏名

本山町棚田地域振興協議会は本山町、本山町農業委員会、（一財）本山町農業公社、高知県農業協同組合、高知県中央東農業振興センター嶺北農業改良普及所、農業者で構成。

6 その他指定棚田地域振興活動に関し必要な事項